

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目 3 番10号

丸 善 株 式 会 社

取締役社長 村 田 誠四郎

第198期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第198期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年 4月25日（水曜日）午後 5 時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成19年 4月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番 1号
グランドプリンスホテル新高輪（旧 新高輪プリンスホテル）3 階 天平
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第198期（平成18年 2月 1日から平成19年 1月31日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
 2. 第198期（平成18年 2月 1日から平成19年 1月31日まで）
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
決議事項
第 1 号議案 定款一部変更の件
第 2 号議案 取締役 8 名選任の件
第 3 号議案 監査役 4 名選任の件
4. その他株主総会招集に関する事項
・代理人による議決権行使
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様 1
名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。た
だし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.maruzen.co.jp/home/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成18年2月1日から平成19年1月31日まで)

当社は、平成17年6月29日の第196期定時株主総会の決議により、従来の4月1日から翌年3月31日までの決算期を2月1日から翌年1月31日までに変更しております。

これにより、第197期は平成17年4月1日から平成18年1月31日までの10ヶ月間となったため、当期の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

また、誠に遺憾ながら、設備建築並びに内装業部門において受注いたしました一部の工事案件に関し、当該部門の売上と原価を管理する社内の特定の者により、売上計上時期の前倒しや本来賦課すべき原価を完工時期の異なる他の工事案件に付け替えることによって、期間売上高及び売上原価の調整をしていた不適切な会計処理がなされていたことが判明し、株主の皆さまをはじめ、関係各位には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしました。改めまして深くお詫び申し上げます。

なお、その不適切な会計処理の累積的影響額を当期において修正すべく、過年度に計上された当期の売上高として計上すべき物件の粗利益相当額、及び当期の期首においてたな卸資産に含まれている本来過年度の売上高に対応する原価相当額10億1百万円を前期損益修正損として特別損失にて計上しております。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、原油をはじめとする原材料価格の高騰や世界経済動向の先行き不安感がありましたものの、企業収益の改善を背景にした民間設備投資が増加するとともに雇用情勢や所得環境の好転により、景気は緩やかな回復基調を示す動きとなりました。

しかしながら当社を取り巻く環境は依然として厳しく、教育・学術事業におきましては、大学・短大などの高等教育機関における定員充足率の低下や学生数の減少などが見られ、図書・備品など大学全体としての予算減少傾向が続いております。一方、時代のニーズに応じた薬学、看護、福祉系学部の新増設・改組転換に関連した受注は増加しております。企業市場におきましては、大手企業の購買システムと当社「Knowledge Worker(ナレッジワーカー)」サービスの連携などITによるビジネスモデルが具体化いたしました。官公庁市場におきましては、公共図書館の指定管理者制度などのアウトソーシングビジネスが拡大しております。

店舗事業におきましては、依然厳しい商環境下ではございましたが、「丸の内本店」をはじめとする既存店舗の健闘と、「ラゾーナ川崎店」などの新規出店による売上増により、売上高は堅調に推移いたしました。

出版事業におきましては、出版コンテンツの電子化を推進するためにe-コンテンツ事業を立ち上げ、また医療関連分野の出版の拡大にも注力いたしました。

店舗内装事業におきましては、市場規模の縮小及び競合他社の低価格戦略に対し、取次店や有力顧客との関係を強化して信頼関係を維持するとともに、各市場の変化に対応した施策提案営業を展開したことにより顧客満足度の向上を目指した結果、業績を伸ばすことができました。

以上の結果、売上高及び建物賃貸収入は981億47百万円、営業利益は7億22百万円、経常利益は4億15百万円となりました。特別利益として、匿名組合出資金の譲渡に伴う投資有価証券売却益や事業構造改革を実施いたしました子会社に対する投資等損失引当金戻入額等により合計59億78百万円計上し、特別損失として、社内の特定の者により、不適切な会計処理がなされていたことに対する前期損益修正損の他、減損損失及び過年度ポイントカード引当金繰入額等により合計24億20百万円計上いたしましたので、当期純利益は39億5百万円となりました。

なお、当社は昨年8月に機構改革を実施して、教育・学術事業本部の傘下事業部であった旧・学術情報ナビゲーション事業部と旧・環境デザイン事業部を統合し、12支店単位のエリア戦略体制と営業支援組織を整備、再編いたしました。これにより、お客さまへの営業窓口をワンストップソリューションで実現させ、当社の強みを発揮できる環境が整いました。

また、当期より部門別の状況につきましては、従来の「書籍及び文化雑貨事業部門」、「設備建築並びに内装業部門」、「その他の事業部門」の3区分から、「教育・学術事業」、「店舗事業」、「出版事業」、「店舗内装事業及びその他事業」の4区分に変更して記載しております。

(2) 部門別販売の状況

[教育・学術事業]

「教育・学術事業本部」

個別の商品サービスにつきましては、市場環境が厳しい中で既存のお客さまに対して安定した取引を継続するための施策として、ブックネットサービスによる物流機能と「Knowledge Worker」を中心とした自動発注システムの仕組みを提案することで和洋書等の受注拡大を図りました。また、大学市場だけでなく新規市場拡大策として専門学校、医療市場などにも積極的な営業展開を行いました。外国雑誌につきましては、依然として厳しい市場環境下にありましたが、案件ごとの収益性判断を個別かつ即時的に行えるシステム環境を整備したことにより、数年来の売上高や利益の下降傾向に対し、一定の歯止めをかけることができました。

ソリューション事業の拡大策として、ソリューション事業を推進する本部機能の見直しを行うとともに、図書館を中心としたアウトソーシングビジネ

スや高等教育の品質向上など、当社のソリューションメニューを充実させました。また、昨年秋に「大学が真から元気になるセミナー」を全国主要都市で開催いたしましたところ、251機関の学校法人にご参加いただき、当社の大学向けソリューションメニューへのご理解を深めていただくことができたばかりか、多くのお問合せや当社からの提案についてご要望をいただきました。

工事関連につきましては、案件情報を早期に掴むために、お客さまに密着したコンサルティング型営業を継続して推進いたしました。また、当事業本部の統合効果による営業力を発揮して、図書の営業ルートからお客さまとコンタクトをとり、薬学部新設、医療技術系学科、教員養成系学部/学科、リベラルアーツ型教養系学科を中心とした新增設・改組案件の受注拡大を図るとともに、補助金活用支援業務等の新たな付加価値提供による施設設備系の受注拡大に努めました。

以上の結果、当事業の売上高は536億15百万円となりました。

[店舗事業]

「店舗事業部」

当事業部では、平成18年3月に茨城県水戸市の京成百貨店内へ「水戸京成店」を出店したのをはじめ、9月には「ラゾーナ川崎店（神奈川県川崎市）」と「町田モディ店（東京都町田市）」を同時に出店いたしました。さらに12月には、大阪府八尾市の複合商業施設アリオ八尾3階に「八尾アリオ店」を出店いたしました。中でも「ラゾーナ川崎店」は基幹店舗の一つとして位置付けており、ワンフロア約1,000坪の空間に“ストリート・ライブラリー”をコンセプトとした特色ある店舗を構築いたしました。また、前期より連結子会社である丸善ブックメイツ株式会社の書籍・文具系店舗の運営を当社へ移管してまいりましたが、その8店舗は順調に推移いたしました。一方、「東京駅北口店」と「丸ビル店」を閉店いたしました。

丸善インターネットショッピングのパソコンサイト・携帯電話サイトにおきましては、既に「丸の内本店」、「お茶の水店」、「津田沼店」の洋書・和書の店頭在庫情報を提供させていただいておりますが、当期に全国の主要12店舗を加え、サービスの拡大を図りました。一部の店舗では、お探しの書籍の棚位置も表示しており、インターネットで検索をして店頭でお買い求めの場合でも、よりスムーズに書籍をお探しいただけるようになりました。

当期における書籍の商品動向といたしましては、お客さまが趣味や余暇を楽しまれるための商品やアンチ・エイジング関係書のほか、「会社法」や「個人投資」に関する書籍も数多く出版され、最近の社会経済情勢の変化に対応する動きが活発でした。また、児童書やコミックなどの分野の伸張が著しく、新規出店店舗はもちろんのこと、既存店舗におきましても積極的に商品展開を行い、新たな顧客層の獲得と収益拡大を図りました。

文具では、7月にオノト社の「Nelson」、「Emma」等4種類の万年筆を当社限定で同時発売いたしました。さらに11月にはパーカーの「クロワゾネ」をほぼ全店舗で取扱うなど、万年筆の販売が好調でした。

また、洋品事業におきましては、「ファミリーフェア」をはじめとする店外洋品催事事業を平成18年7月に、「服飾館 日本橋（アパレル小売店舗）」を11月に、丸善ヤマノ株式会社へ事業譲渡いたしました。丸善ヤマノ株式会社は、衣料品の催事事業で実績のある株式会社ヤマノホールディングスを中心とするヤマノグループと当社が協力して運営する会社であります。

以上の結果、当事業の売上高は349億78百万円となりました。

[出版事業]

「出版事業部」

当事業部では、今後の事業拡大を見据え、当期においてコンテンツの電子化推進（e-コンテンツ）と医療関連分野での出版拡大に向けた取り組みに着手いたしました。e-コンテンツ化につきましては「化学書資料館」などのサイトを立ち上げて、その取り組みをスタートさせました。また医療関連分野につきましては、「生命倫理百科事典」（全5巻）を本年1月に刊行いたしましたところ、刊行後短期間で完売し、大変高い評価をいただきました。来期以降、引き続きその活動を拡大してまいります。

当期の蔵版では、「生命倫理百科事典」をはじめ「エコマテリアルハンドブック」、「スポーツの百科事典」、「トートラ 人体の構造と機能 第2版」等128点を刊行いたしました。

発売書では、「新・公害防止の技術と法規」シリーズ、「舗装施工便覧 平成18年版」、「舗装設計施工指針 平成18年版」、「舗装設計便覧 平成18年版」等214点の新刊を発売し、中でも「新・公害防止の技術と法規」が好調な実績を残しました。

ビデオ教材では、VHSからDVDへの媒体変換が進む中で「精神障害を持つ人の退院準備プログラム」や「見て納得 放射線障害防止法入門」等11点を刊行いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は28億15百万円となりました。

[店舗内装事業及びその他事業]

「ショップ・システム・プロデュース事業部」

当事業部では、新刊書店向け設備内装の市場におきまして、競合他社の価格攻勢が厳しさを増したものの、積極的に各種情報を入手したことや重点顧客への綿密な営業活動に取り組んだ結果、当初予想に比べ増収増益になりました。

した。

新古書市場におきましては、リニューアルニーズを掘り起こすための提案活動や、大型新規出店等への対応を強化いたしました。

また、これらの市場の顧客に、新しい複合業態店舗の提案を行い、書店やAVレンタル店以外の新規案件の開拓を進めたこともあり、順調に受注を拡大させることができました。

「その他」

その他事業では、主に不動産賃貸業を行っております。

以上の結果、当事業の売上高は67億38百万円となりました。

事業部門別売上高

事業別	売上高	構成比
教育・学術事業	53,615百万円	54.6%
店舗事業	34,978	35.6
出版事業	2,815	2.9
店舗内装事業及びその他事業	6,738	6.9
合計	98,147	100.0

(3) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は4億71百万円であります。その主なものは、「ラゾーナ川崎店」などの新規出店に伴うものであります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成18年7月31日に株式会社ヤマノホールディングスの子会社である株式会社ヤマノリテーリングスと組成した丸善ヤマノ株式会社に対し、ファミリーフェア等の店外洋品催事事業を譲渡いたしました。

また、平成18年11月30日に同社に対し、「服飾館 日本橋」(東京都中央区)におけるアパレル小売事業を譲渡いたしました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成18年7月31日に株式会社ヤマノホールディングスの子会社である株式会社ヤマノリテーリングスが保有する丸善ヤマノ株式会社の株式の一部を譲受いたしました。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 195 期 平成15年4月～ 平成16年3月	第 196 期 平成16年4月～ 平成17年3月	第 197 期 平成17年4月～ 平成18年1月	第 198 期 平成18年2月～ 平成19年1月
売 上 高 及 び 建 物 賃 貸 収 入	百万円 107,707	百万円 99,234	百万円 79,074	百万円 98,147
経 常 利 益	百万円 2,633	百万円 1,737	百万円 25	百万円 415
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失()	百万円 3,960	百万円 3,575	百万円 14,510	百万円 3,905
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失()	円 37.62	円 33.11	円 134.40	円 36.17
総 資 産	百万円 103,244	百万円 95,274	百万円 75,067	百万円 71,494
純 資 産	百万円 14,341	百万円 10,781	百万円 6,299	百万円 10,158

- (注) 1. 第198期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
上記中「純資産」に関しては、第197期までは資本の部の合計額を、第198期は純資産の部の合計額を記載しております。
2. 第197期の事業年度は、決算期変更に伴い、平成17年4月1日から平成18年1月31日までの10ヶ月間となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(子会社)			
丸善システムサービス株式会社(注1)	百万円 30	% 100.0	不動産賃貸・管理業
丸善ブックメイツ株式会社(注1)	30	100.0	百貨の販売及びこれに関連する商品の製造、加工、店舗営業受託業、店舗の転貸
丸善メイツ株式会社(注1)	12	100.0	店舗営業受託業
株式会社オルモ(注1)	10	100.0	書籍・雑誌の販売業及びビデオ・CD・DVDのレンタル業
株式会社第一鋼鉄工業所(注1)	29	100.0	書店棚、ビデオ棚、CD・DVD棚等の製造業、倉庫業
株式会社丸善トライコム(注1)	20	100.0	店舗の転貸
(関連会社)			
京セラ丸善システムインテグレーション株式会社(注2)	30	40.0	業務関連システムの開発・販売・導入・保守、情報ネットワークの構築・導入・保守並びに情報関連機器の販売・保守等情報サービス業

(注) 1. 連結子会社であります。

2. 持分法適用会社であります。

3. 出資比率は、当社の子会社による間接所有分を含めて表示しております。

4. 上記子会社のうち、丸善ブックメイツ(株)及び丸善メイツ(株)並びに(株)丸善トライコムの決算期は12月末日であります。また、関連会社の京セラ丸善システムインテグレーション(株)の決算期は、3月末日であります。

5. 当期において、丸善システムサービス(株)は、不動産賃貸業より撤退しております。また、丸善ブックメイツ(株)は、書籍文具等取り扱い店舗の一部を当社へ移管し、その他の店舗を閉店することにより、百貨の販売及びこれに関連する商品の製造、加工業から撤退しております。

企業結合の成果

当期の連結売上高は993億40百万円、連結当期純利益は39億65百万円となりました。

(8) 対処すべき課題

当社は、平成17年8月に実施いたしました資本導入を梃子に財務体質の改善を図るとともに、事業の選択と集中による事業構造改革を積極的に進めております。

特に、当社のコア市場である教育・学術市場におきましては、学生数の減少に伴う大学・短大の定員充足率の低下や、高等教育機関に対するリメディアル教育、社会人教育などのニーズの高まりなど、最近の大学を取り巻く環境は急速に変化しており、新たなビジネス機会が顕在化しております。当社ではこのような新たな顧客ニーズの変化に対応し、顧客のベストパートナーとしての信頼を構築、維持するためのソリューション力を強化することによりビジネスモデルの転換と事業収益性の向上を図ってまいります。

一方、もう一つの事業の柱として店舗事業の拡大を図る中、当社ではシステム化をベースにしたローコスト運営の徹底と顧客ニーズを捉えた的確な品揃えによる店舗の効率性向上も図ってまいります。また、商圈の変化に対応した積極的な出退店により事業収益性を高めるなど、店舗ネットワークの強化に努めます。

平成19年1月に適時開示いたしました社内の特定の者による不適切な会計処理がなされていた件につきましては、これを猛省し、既に会計処理の厳格化、相互牽制機能の強化やコンプライアンス意識の徹底等の改善策に取り組んでおりますが、さらなるコンプライアンス諸制度の充実や内部統制システムの整備を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努める所存であります。

信頼という資産を回復すべく、最大の経営努力を重ねるとともに株主の皆さまへの早期の利益還元及び企業価値の向上に邁進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 主要な事業内容

事業別	主要な事業内容
教育・学術事業	大学、官庁付置研究機関、企業資料室、公共図書館等への学術情報を中心にした書籍販売等、図書館業務の請負及び図書館等の教育施設の運営代行並びに管理業務、大学等教育研究機関、国公行政機関等の図書館・教室などの建築及び内装設備の設計施工、各種コンサルティング業務
店舗事業	主要都市における、書籍・文具等の複合的な店舗販売及びその関連事業
出版事業	学術専門書中心の出版業、ビデオの企画開発、製作、販売
店舗内装事業及びその他事業	書店・文具店など文化系小売業の店舗設備の設計施工、不動産賃貸業ほか

(10) 主要な営業所

〔本店〕 東京都中央区

〔支店〕 東京支店、関東支店、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、
金沢支店、京都支店、大阪支店、神戸支店、岡山支店、
広島支店、福岡支店

(11) 使用人の状況

使用人数	前期末比増・減()	平均年令	平均勤続年数
859 名	43 名	41.3 才	17.7 年

(注) 使用人数に、契約社員及びパートタイマーの人数は含まれておりません。

(12) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	7,468 百万円
株式会社みずほ銀行	7,468
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,917
三菱UFJ信託銀行株式会社	816

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

普通株式	299,900,000株
優先株式	100,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	107,937,784株（単元株式数：1,000株）
------	----------------------------

（自己株式224,576株を除く）

第1回A種優先株式	11,120株
第1回B種優先株式	11,120株
第1回C種優先株式	11,120株
第1回D種優先株式	11,120株
第1回E種優先株式	7,410株
第1回F種優先株式	7,410株
第1回G種優先株式	7,410株
第1回H種優先株式	7,410株

(3) 株主数

普通株式	13,674名
第1回A種優先株式	1名
第1回B種優先株式	1名
第1回C種優先株式	1名
第1回D種優先株式	1名
第1回E種優先株式	1名
第1回F種優先株式	1名
第1回G種優先株式	1名
第1回H種優先株式	1名

(4) 大株主の状況

普通株式

株 主 名	持 株 数
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	千株 6,833
株 式 会 社 ト ー ハ ン	5,213
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,017
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,015
丸 善 取 引 先 持 株 会	2,509
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,379
三 井 生 命 保 険 株 式 会 社	2,002
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,826
川 村 裕 二	1,810
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,743

(注) 発行済普通株式(自己株式を除く)の総数の10分の1以上の株式数を有する株主に、該当する株主はありません。ご参考までに当社の大株主の状況は上記のとおりであります。

第1回A種優先株式

株 主 名	持 株 数
大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	株 11,120

第1回B種優先株式

株 主 名	持 株 数
大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	株 11,120

第1回C種優先株式

株 主 名	持 株 数
大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	株 11,120

第1回D種優先株式

株 主 名	持 株 数
大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	株 11,120

第1回E種優先株式

株主名	持株数
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	7,410 ^株

第1回F種優先株式

株主名	持株数
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	7,410 ^株

第1回G種優先株式

株主名	持株数
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	7,410 ^株

第1回H種優先株式

株主名	持株数
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	7,410 ^株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況

氏 名	地位及び担当	他の法人等の代表状況等
村 田 誠四郎	代表取締役社長（兼CIO(最高情報責任者)）	Maruzen International Co.,Ltd. 代表取締役
土 岐 勝 司	専務取締役（教育・学術事業本部長兼ネットビジネス本部長）	
松 嶋 徹	常務取締役（店舗事業本部長兼仕入物流本部担当並びに出版事業担当）	
月 本 和 是	常務取締役（管理本部担当兼コーポレート・ガバナンス室担当並びに不動産部担当）	
高 橋 健一郎	取締役（店舗事業本部店舗事業部長）	
作 中 正 喜	取締役（教育・学術事業本部副本部長兼同東日本事業部長並びに同中部事業部長）	
土 方 裕 之	取締役（社長室長兼CFT推進室長）	
井 上 明	取締役	
稲 川 琢 也	取締役	
海老原 光 彦	常勤監査役	
佐 竹 信 広	常勤監査役	
伊 藤 茂 樹	常勤監査役	

(注) 1. 当期中の異動は、次のとおりであります。

土方裕之氏は、平成18年4月27日開催の第197期定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。

土岐勝司氏は、平成18年4月27日開催の第197期定時株主総会において取締役に選任され、平成18年6月1日をもって就任いたしました。

常務取締役 浮田克之氏は、平成18年4月27日開催の第197期定時株主総会 終結の時をもって退任いたしました。

2. 取締役 井上 明氏及び稲川琢也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 監査役 佐竹信広氏及び伊藤茂樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

【ご参考】

当社は、経営の意思決定のスピードアップ及び業務執行との分離を徹底するため執行役員制度を導入しております。執行役員は「取締役会」が決定した経営方針に従い、それぞれが担当する部門において適切な業務を行う役員と位置付け、取締役との役割と責任の違いを明確にしております。

なお、は取締役兼務者であります。

上席執行役員	高橋健一郎	執行役員	井上孝雄
上席執行役員	作中喜	執行役員	中村俊司
上席執行役員	土方裕之	執行役員	浜田幾夫
上席執行役員	熊章三	執行役員	藤生博司
上席執行役員	遠藤克男	執行役員	若生哲郎
		執行役員	鷲本晴吾
		執行役員	壹岐直也

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	7名	120百万円
監査役	3名	44百万円
合計	10名	165百万円

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞と含む）30百万円を支給しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第185期定時株主総会において年額190百万円以内（使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催の第194期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 期末現在の人員は、取締役9名、監査役3名であり、支給人員との相違は無報酬の取締役2名によるものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

(2) 当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 62百万円

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

62百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と証券取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、上記金額には証券取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。

〔備考〕 当事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てております。

貸借対照表 (平成19年1月31日現在)

百万円未満は切捨表示

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	40,101	流 動 負 債	37,516
現金及び預金	7,258	支 払 手 形	4,556
受 取 手 形	358	買 掛 金	10,669
売 掛 金	14,233	短 期 借 入 金	18,670
商 品 ・ 製 品	16,047	未 払 金	1,201
原 材 料	6	未 払 費 用	48
仕 掛 品	1,101	未 払 法 人 税 等	141
貯 蔵 品	3	未 払 消 費 税 等	141
前 渡 金	101	前 受 金	806
繰 延 税 金 資 産	500	預 り 金	658
その他の流動資産	531	返 品 調 整 引 当 金	143
貸 倒 引 当 金	41	賞 与 引 当 金	189
		ポ イ ン ト カ ー ド 引 当 金	264
		その他の流動負債	25
固 定 資 産	31,392	固 定 負 債	23,818
有 形 固 定 資 産	3,423	繰 延 税 金 負 債	116
建 物	2,035	退 職 給 付 引 当 金	2,493
構 築 物	32	投 資 等 損 失 引 当 金	20,200
機 械 及 び 装 置	0	預 り 保 証 金	320
工 具 器 具 備 品	170	リ ー ス 資 産 減 損 勘 定	156
土 地	1,185	その他の固定負債	531
無 形 固 定 資 産	375	負 債 合 計	61,335
借 地 権	128	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	247	株 主 資 本	9,983
投資その他の資産	27,593	資 本 金	2,000
投資有価証券	567	資 本 剰 余 金	4,134
関係会社株式	1,317	資 本 準 備 金	500
出 資 金	122	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,634
関係会社長期未収入金	1,701	利 益 剰 余 金	3,905
長 期 貸 付 金	19,764	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,905
長 期 前 払 費 用	25	繰 越 利 益 剰 余 金	3,905
敷 金 及 び 保 証 金	4,051	自 己 株 式	55
そ の 他 の 投 資	275	評 価 ・ 換 算 差 額 等	174
貸 倒 引 当 金	232	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	174
		純 資 産 合 計	10,158
資 産 合 計	71,494	負 債 ・ 純 資 産 合 計	71,494

損益計算書 (自平成18年2月1日 至平成19年1月31日)

百万円未満は切捨表示

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高	98,011	
建物賃貸収入	135	98,147
売上原価		76,008
売上総利益		22,138
販売費及び一般管理費		21,416
営業利益		722
営業外収益		
受取利息及び配当金	44	
為替差益	6	
雑収入	59	
その他	3	114
営業外費用		
支払利息	316	
雑損	104	421
経常利益		415
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	5,332	
投資等損失引当金戻入額	511	
事業譲渡益	94	
その他	30	5,978
特別損失		
前期損益修正損	1,001	
固定資産除却損	29	
投資等損失引当金繰入額	76	
減損損	915	
過年度ポイントカード引当金繰入額	208	
店舗譲渡損	187	
その他	1	2,420
税引前当期純利益		3,972
法人税、住民税及び事業税		67
当期純利益		3,905

株主資本等変動計算書 (自平成18年2月1日 至平成19年1月31日)

百万円未満は切捨表示

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
前期末残高	百万円 5,503	百万円 5,003	百万円 10,139	百万円 15,142
当期変動額				
資本金からその他資本剰余金へ振替	3,503		3,503	3,503
資本準備金からその他資本剰余金、繰越利益剰余金へ振替		4,503	131	4,371
その他資本剰余金から繰越利益剰余金へ振替			10,139	10,139
当期純利益				
自己株式の取得				
当期変動額合計	3,503	4,503	6,504	11,007
当期末残高	2,000	500	3,634	4,134

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
前期末残高	百万円 14,510	百万円 14,510	百万円 51	百万円 6,083
当期変動額				
資本金からその他資本剰余金へ振替				
資本準備金からその他資本剰余金、繰越利益剰余金へ振替	4,371	4,371		
その他資本剰余金から繰越利益剰余金へ振替	10,139	10,139		
当期純利益	3,905	3,905		3,905
自己株式の取得			4	4
当期変動額合計	18,416	18,416	4	3,900
当期末残高	3,905	3,905	55	9,983

百万円未満は切捨表示

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
前 期 末 残 高	百万円 216	百万円 216	百万円 6,299
当 期 変 動 額			
資 本 金 か ら そ の 他 資 本 剰 余 金 へ 振 替			
資本準備金からその他資本剰 余金、繰越利益剰余金へ振替			
そ の 他 資 本 剰 余 金 か ら 繰 越 利 益 剰 余 金 へ 振 替			
当 期 純 利 益			3,905
自 己 株 式 の 取 得			4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	41	41	41
当 期 変 動 額 合 計	41	41	3,858
当 期 末 残 高	174	174	10,158

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品 売価還元法、最終仕入原価法及び個別法による原価法によっております。

仕掛品 個別法による原価法によっております。

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっております。

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～50年

構築物 10年～30年

工具器具備品 2年～20年

無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用 定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、返品実績率に基づき計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法によりそれぞれ発生翌期から費用処理する

こととしております。

投資等損失引当金

関係会社への投資等に対する損失に備えるため、その資産内容等を検討して必要額を計上しております。

ポイントカード引当金

ポイントカード会員に対して発行するお買物券の使用に備えるため、当期末時点のポイント及びお買物券のうち、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(追加情報)

当社は、従来、売上時に加算されるポイントに応じて発行されるお買物券について、使用された時点で費用処理しておりましたが、ポイントカードの管理システムが当期末に確立されたことによって、合理的に算定が可能になった将来使用されると見込まれるポイント及びお買物券に対して費用計上する方法に変更いたしました。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益はそれぞれ55百万円減少し、税引前当期純利益は264百万円減少しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によるおります。

(8) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建買掛金及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

外貨建債務に係る為替変動リスクに対してヘッジをしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の契約額等とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、これをもってヘッジの有効性判断に代えております。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によるおります。

(会計方針の変更)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、10,158百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	415 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	21,461 百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	221 百万円
関係会社に対する長期金銭債務	1 百万円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	3,973 百万円
(4) 偶発債務	99 百万円
保証債務	
取引先に対する債務の保証	
京セラ丸善システムインテグレーション(株)	83百万円
(株)栄松堂書店	15百万円
計	99百万円
保証予約等	
銀行借入に対する保証予約等	
丸善ソフィック(株)	6百万円
建物賃貸に対する保証予約等	
丸善トライコム(株)	8百万円
計	14百万円
(5) シンジケートローン契約	
当期末におけるシンジケートローン契約に係る借入金未実行残高等は、次のとおりであります。	
シンジケートローンの総額	22,500百万円
借入実行残高	18,670百万円
差引額	3,830百万円
なお、シンジケートローンの総額に対して以下の資産を担保に供しております。	
建物	777百万円
構築物	6百万円
土地	1,185百万円
計	1,969百万円
上記のほか、シンジケートローンの総額に対して以下の子会社の有形固定資産を担保に供しております。	
(株)第一鋼鉄工業所	
建物	509百万円
構築物	8百万円
土地	159百万円
計	677百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売上高	2,980 百万円
仕入高	1,548 百万円
販売費及び一般管理費の取引高	576 百万円
営業取引以外の取引高	15 百万円
(2) 投資有価証券売却益	
投資有価証券売却益には、匿名組合出資金の当社持分を第三者に譲渡したことによる5,325百万円が含まれております。	

(3) 前期損益修正損

設備建築並びに内装業部門において受注いたしました一部の工事業件に関し、当該部門の売上と原価を管理する社内の特定の者により、売上計上時期の前倒しや本来賦課すべき原価を完工時期の異なる他の工事業件に付け替えることによって、期間売上高及び売上原価の調整をしており、その不適切な会計処理の累積的影響額を当期において修正すべく、過年度に計上された当期の売上高として計上すべき物件の粗利益相当額及び当期の期首においてたな卸資産に含まれている本来過年度の売上高に対応する原価相当額1,001百万円を前期損益修正損として計上しております。

(4) 減損損失

当期において、当社は減損損失を計上しております。主なものは以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失
岡山シフオービル店 (岡山県岡山市)	店舗	建物及び土地等	573百万円
大阪心齋橋そごう店 (大阪府大阪市)	店舗	建物等	137百万円
札幌アリオ店 (北海道札幌市)	店舗	建物等	130百万円
日本橋店WEST館 (東京都中央区)	店舗	建物等	49百万円

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、所有又は賃借している各ビル・店舗等を基準とした物件所在地ごとに資産のグルーピングを行っております。当期においては、帳簿価額に対し、著しく時価が下落している資産・営業活動から生じる損益が継続的にマイナス等である資産について減損の兆候を認識し、減損対象となった資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(915百万円)を特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物495百万円、構築物1百万円、工具器具備品6百万円、土地268百万円、リース資産141百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額の算定に関しては、正味売却価額により測定している場合、土地及び建物については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づいた評価額及び路線価等により算定し、使用価値により測定している場合、将来キャッシュ・フローを5%で割引いて算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の数

普通株式	108,162,360 株
第1回A種優先株式	11,120 株
第1回B種優先株式	11,120 株
第1回C種優先株式	11,120 株
第1回D種優先株式	11,120 株
第1回E種優先株式	7,410 株
第1回F種優先株式	7,410 株
第1回G種優先株式	7,410 株
第1回H種優先株式	7,410 株

(2) 当期末における自己株式の数

普通株式	224,576 株
------	-----------

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1円41銭
(2) 1株当たり当期純利益	36円17銭

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) 当期末におけるリース物件の取得原価相当額	1,980百万円
(2) 当期末におけるリース物件の減価償却累計額相当額	690百万円
(3) 当期末におけるリース物件の減損損失累計額相当額	156百万円
(4) 当期末におけるリース物件の期末残高相当額	1,133百万円
(5) 当期末におけるリース物件の未経過リース料相当額	
一年内	337百万円
一年超	976百万円
計	<u>1,314百万円</u>

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

流動の部

繰延税金資産

たな卸資産	110百万円
賞与引当金	75百万円
ポイントカード引当金	105百万円
繰越欠損金	32百万円
その他	175百万円
繰延税金資産合計	<u>500百万円</u>

固定の部

繰延税金資産

投資有価証券	108百万円
退職給付引当金	997百万円
投資等損失引当金	8,080百万円
繰越欠損金	2,049百万円
減損損失	745百万円
その他	292百万円
計	<u>12,274百万円</u>
評価性引当金	<u>12,274百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>-百万円</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>116百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>116百万円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	40.0%
(調整)	
評価性引当額	40.2%
住民税均等割	1.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
法人税還付金等	0.2%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>1.7%</u>

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度のほか、従業員のうち一定の要件を備えるものに対して、適格退職年金制度を導入しており、主な内容は次のとおりであります。

受給資格 勤続年数20年以上で年齢満50歳以上の従業員
 受給金額 退職慰労金規程による算出額の60%

(2) 退職給付債務に関する事項

イ．退職給付債務	6,034百万円
ロ．年金資産	1,330百万円
ハ．未積立退職給付債務（イ＋ロ）	4,703百万円
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	1,809百万円
ホ．未認識数理計算上の差異	400百万円
ヘ．未認識過去勤務債務	百万円
ト．貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ＋ヘ）	2,493百万円
チ．前払年金費用	百万円
リ．退職給付引当金（ト－チ）	2,493百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

イ．勤務費用（注）	264百万円
ロ．利息費用	112百万円
ハ．期待運用収益	27百万円
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	226百万円
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	117百万円
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	百万円
ト．退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ）	692百万円

（注）上記退職給付費用は、子会社等への出向者分14百万円を勤務費用より差し引いて計算しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	1.8%
ハ．期待運用収益率	2.1%
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	
ホ．数理計算上の差異の処理年数	10年
（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。）	
ヘ．会計基準変更時差異の処理年数	15年

独立監査人の監査報告書

平成19年 3月26日

丸 善 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 西 岡 雅 信 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 平 野 満 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸善株式会社の平成18年2月1日から平成19年1月31日までの第198期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結貸借対照表 (平成19年1月31日現在)

百万円未満は切捨表示

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	40,681	流 動 負 債	37,794
現金及び預金	7,647	支払手形及び買掛金	15,446
受取手形及び売掛金	14,653	短 期 借 入 金	18,670
た な 卸 資 産	17,252	未 払 法 人 税 等	142
繰 延 税 金 資 産	500	返 品 調 整 引 当 金	143
そ の 他	669	賞 与 引 当 金	202
貸 倒 引 当 金	41	ポ イ ン ト カ ー ド 引 当 金	264
固 定 資 産	10,184	そ の 他	2,925
有 形 固 定 資 産	4,261	固 定 負 債	3,892
建 物 及 び 構 築 物	2,699	退 職 給 付 引 当 金	2,562
工 具 器 具 及 び 備 品	169	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6
土 地	1,344	そ の 他	1,323
そ の 他	47	負 債 合 計	41,686
無 形 固 定 資 産	379	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	128	株 主 資 本	9,005
ソ フ ト ウ ェ ア	247	資 本 金	2,000
そ の 他	3	資 本 剰 余 金	4,134
投 資 其 他 の 資 産	5,544	利 益 剰 余 金	2,926
投 資 有 価 証 券	1,008	自 己 株 式	55
長 期 貸 付 金	1,232	評 価 ・ 換 算 差 額 等	174
敷 金 及 び 保 証 金	4,322	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	174
そ の 他	2,742	純 資 産 合 計	9,179
貸 倒 引 当 金	3,761	負 債 ・ 純 資 産 合 計	50,866
資 産 合 計	50,866		

連結損益計算書 (自平成18年2月1日 至平成19年1月31日)

百万円未満は切捨表示

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		99,340
売上原価		76,434
売上総利益		22,905
販売費及び一般管理費		22,062
営業利益		843
営業外収益		113
受取利息	18	
受取配当金	12	
為替差益	6	
その他	75	
営業外費用		
支払利息	332	
持分法による投資損失	55	
その他	108	
経常利益		
特別利益		6,022
固定資産売却益	34	
投資有価証券売却益	5,332	
貸倒引当金戻入額	91	
構造改革費用戻入額	361	
事業譲渡益	94	
その他	109	
特別損失		
前期損益修正損	1,001	
固定資産除却損	56	
減損	933	
過年度ポイントカード引当金繰入額	208	
店舗譲渡損	187	
その他	60	
税金等調整前当期純利益		4,035
法人税、住民税及び事業税	69	
法人税等調整額	0	69
当期純利益		3,965

連結株主資本等変動計算書 (自平成18年2月1日 至平成19年1月31日)

百万円未満は切捨表示

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	百万円 5,503	百万円 15,142	百万円 15,549	百万円 51	百万円 5,044
当 期 変 動 額					
資本金から資本剰余金へ振替	3,503	3,503			
資本剰余金から利益剰余金へ振替		14,510	14,510		
当期純利益			3,965		3,965
自己株式の取得				4	4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3,503	11,007	18,476	4	3,960
当 期 末 残 高	2,000	4,134	2,926	55	9,005

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
前 期 末 残 高	百万円 216	百万円 216	百万円 5,261
当 期 変 動 額			
資本金から資本剰余金へ振替			
資本剰余金から利益剰余金へ振替			
当期純利益			3,965
自己株式の取得			4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	41	41	41
当期変動額合計	41	41	3,918
当 期 末 残 高	174	174	9,179

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社 (丸善システムサービス(株)、丸善ブックメイツ(株)、丸善メイツ(株)、(株)オルモ、(株)第一鋼鉄工業所、(株)丸善トライコム)

(2) 主要な非連結子会社

非連結子会社Maruzen International Co.,Ltd.他2社の総資産、売上高、利益額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等の合計額は、連結会社の総資産、売上高、利益額及び利益剰余金等の合計額に対していずれも僅少であり、且つ全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社 (京セラ丸善システムインテグレーション(株))

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社のMaruzen International Co.,Ltd.他2社及び関連会社マイクロメイト岡山(株)他2社の利益額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等の合計額は、連結会社の利益額及び利益剰余金等の合計額に対して、いずれも僅少であり、且つ全体としても重要性に乏しいため持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる会社は、丸善ブックメイツ(株)、丸善メイツ(株)及び(株)丸善トライコムで、ともに決算日は12月末日であります。上記の会社については、決算財務諸表をそのまま用いており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

持分法適用関連会社である京セラ丸善システムインテグレーション(株)は決算日が3月末日であります。当社の連結会計年度(平成18年2月1日から平成19年1月31日まで)における仮決算を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品 売価還元法、最終仕入原価法及び個別法による原価法によっております。

仕掛品 個別法による原価法によっております。

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

工具器具及び備品 2年～20年

無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他

定額法によっております。

長期前払費用 定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、返品実績率に基づき計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法によりそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

ポイントカード引当金

ポイントカード会員に対して発行するお買物券の使用に備えるため、当連結会計年度末時点のポイント及びお買物券のうち、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(追加情報)

当社は、従来、売上時に加算されるポイントに応じて発行されるお買物券について、使用された時点で費用処理しておりましたが、ポイントカードの管理システムが当連結会計年度末に確立されたことによって、合理的に算定が可能になった将来使用されると見込まれるポイント及びお買物券に対して費用計上する方法に変更いたしました。

この結果、従来の方法によった場合と比較して営業利益、経常利益はそれぞれ55百万円減少し、税金等調整前当期純利益は264百万円減少しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ方針

外貨建債務に係る為替変動リスクに対してヘッジをしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の契約額等とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、これをもってヘッジの有効性判断に代えております。

ヘッジ対象

外貨建買掛金及び外貨建予定取引

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(8) 連結子会社の資産及び負債の評価の方法

全面時価評価法によっております。

(会計方針の変更)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、9,179百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,286百万円

2. 偶発債務

保証債務

取引先に対する債務の保証

京セラ丸善システムインテグレーション(株) 83百万円

(株)栄松堂書店 15百万円

計 99百万円

保証予約等

銀行借入に対する保証予約等

丸善ソフィック(株) 6百万円

3. シンジケートローン契約

当連結会計年度末におけるシンジケートローン契約に係る借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

シンジケートローンの総額 22,500百万円

借入実行残高 18,670百万円

差引額 3,830百万円

なお、シンジケートローンの総額に対して以下の資産を担保に供しております。

建物及び構築物 1,301百万円

土地 1,344百万円

計 2,646百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 投資有価証券売却益

投資有価証券売却益には、匿名組合出資金の当社持分を第三者に譲渡したことによる5,325百万円が含まれております。

2. 前期損益修正損

設備建築並びに内装業部門において受注いたしました一部の工事案件に関し、当該部門の売上と原価を管理する社内の特定の者により、売上計上時期の前倒しや本来賦課すべき原価を完工時期の異なる他の工事案件に付け替えることによつて、期間売上高及び売上原価の調整をしており、その不適切な会計処理の累積的影響額を当連結会計年度において修正すべく、過年度に計上された当連結会計年度の売上高として計上すべき物件の粗利益相当額及び当連結会計年度の期首においてたな卸資産に含まれている本来過年度の売上高に対応する原価相当額1,001百万円を前期損益修正損として計上しております。

3. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは減損損失を計上しております。主なものは以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失
岡山シンフォニービル店 (岡山県岡山市)	店舗	建物及び土地等	573百万円
大阪心齋橋そごう店 (大阪府大阪市)	店舗	建物等	137
札幌アリオ店 (北海道札幌市)	店舗	建物等	130
日本橋店WEST館 (東京都中央区)	店舗	建物等	49

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、所有又は賃借している各ビル・店舗等を基準とした物件所在地ごとに資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度においては、帳簿価額に対し、著しく時価が下落している資産・営業活動から生じる損益が継続的にマイナス等である資産について減損の兆候を認識し、減損対象となった資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(933百万円)を特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物515百万円、工具器具及び備品6百万円、土地268百万円、リース資産141百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額の算定に関しては、正味売却価額により測定している場合、土地及び建物については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づいた評価額及び路線価等により算定し、使用価値により測定している場合、将来キャッシュ・フローを5%で割引いて算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の数

普通株式	108,162,360 株
第1回A種優先株式	11,120 株
第1回B種優先株式	11,120 株
第1回C種優先株式	11,120 株
第1回D種優先株式	11,120 株
第1回E種優先株式	7,410 株
第1回F種優先株式	7,410 株
第1回G種優先株式	7,410 株
第1回H種優先株式	7,410 株

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	7円66銭
(2) 1株当たり当期純利益	36円73銭

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

流動の部

繰延税金資産	
たな卸資産	120百万円
賞与引当金	80百万円
繰越欠損金	85百万円
その他	281百万円
計	568百万円
評価性引当金	68百万円
繰延税金資産合計	500百万円

固定の部

繰延税金資産	
投資有価証券	108百万円
退職給付引当金	1,023百万円
貸倒引当金	1,416百万円
繰越欠損金	9,078百万円
減損損失	803百万円
その他	303百万円
計	12,735百万円
評価性引当金	12,735百万円
繰延税金資産合計	百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	116百万円
繰延税金負債合計	116百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	40.0%
(調整)	
評価性引当額	43.0%
未実現利益	0.3%
持分法投資損益	0.6%
住民税均等割	1.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
その他	2.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.7%

退職給付に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。また当社は、従業員のうち一定の要件を備えるものに対して、適格退職年金制度を導入しております。なお、主な内容は次のとおりであります。

受給資格 勤続年数20年以上で年齢満50歳以上の従業員
 受給金額 退職慰労金規程による算出額の60%

(2) 退職給付債務に関する事項

イ．退職給付債務	6,155百万円
ロ．年金資産	1,330百万円
ハ．未積立退職給付債務（イ＋ロ）	4,824百万円
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	1,860百万円
ホ．未認識数理計算上の差異	400百万円
ヘ．未認識過去勤務債務	百万円
ト．連結貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ＋ヘ）	2,562百万円
チ．前払年金費用	百万円
リ．退職給付引当金（ト－チ）	2,562百万円

（注）一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

イ．勤務費用（注）	261百万円
ロ．利息費用	112百万円
ハ．期待運用収益	27百万円
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	237百万円
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	117百万円
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	百万円
ト．退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ）	701百万円

（注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「イ．勤務費用」に計上しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	1.8%
ハ．期待運用収益率	2.1%
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	
ホ．数理計算上の差異の処理年数	10年
（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。）	
ヘ．会計基準変更時差異の処理年数	15年

独立監査人の監査報告書

平成19年 3月26日

丸 善 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 西 岡 雅 信 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 平 野 満 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸善株式会社の平成18年2月1日から平成19年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸善株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年2月1日から平成19年1月31日までの第198期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしました。

1. 監査役および監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年3月29日

丸善株式会社 監査役会

常勤監査役 海老原 光 彦 ㊟

常勤監査役 佐 竹 信 広 ㊟

常勤監査役 伊 藤 茂 樹 ㊟

(注) 監査役 佐竹信広及び伊藤茂樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 将来の人材の派遣事業の展開に備えるため、当事業の目的に労働者派遣事業を追加するものであります。(変更案第2条)
- (2) 代理人による議決権行使について、議決権を行使する当社株主さまの人数に関する規定が無かったため、その規定を追加するものであります。(変更案第19条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定するための規定を新設するものであります。(変更案第10条)

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第17条)

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役の書面又は電磁的記録による意思表示に基づき取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第27条)

社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間で、会社法第427条の定める社外監査役の責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第38条)

「整備法」に定める経過措置の規定により定款にその定めがあるとみなされる事項に関し、規定の新設及び所要の変更を行うものです。

- 1) 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め(変更案第4条)
- 2) 当社は株券を発行する旨の定め(変更案第7条)
- 3) 当社は株主名簿管理人を置く旨の定め(変更案第11条)
- (4) 上記の変更等に伴い、見出しの追加、句読点の追加、構成の整理、文言の修正、追加、削除を行うとともに、条数及び条項等の調整を行うなど規定の整備を図るものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>第1条 当社は丸善株式会社と称し Maruzen Company, Limitedと英訳する</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>丸善株式会社と称し、英文では Maruzen Company, Limitedと表示する。</u></p>
<p>第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする 1. ~ 18. (省略) (新設) 19. 以上各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の業務を営むことを目的とする。</u> 1. ~ 18. (現行どおり) 19. <u>労働者派遣事業</u> 20. 以上各号に付帯する一切の業務</p>
<p>第3条 当社は本店を東京都中央区に置く (新設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、<u>本店を東京都中央区に置く。</u> (機関)</p>
<p>第4条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う</p>	<p>第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は3億株とし、このうち2億9990万株は普通株式、10万株は優先株式とする。優先株式のうち11,120株は第1回A種優先株式、11,120株は第1回B種優先株式、11,120株は第1回C種優先株式、11,120株は第1回D種優先株式、7,410株は第1回E種優先株式、7,410株は第1回F種優先株式、7,410株は第1回G種優先株式、7,410株は第1回H種優先株式とする。但し普通株式の消却又は優先株式の消却もしくは普通株式への転換が行なわれた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は3億株とし、<u>当社の普通株式、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式、第1回D種優先株式、第1回E種優先株式、第1回F種優先株式、第1回G種優先株式、第1回H種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、299,900,000株、11,120株、11,120株、11,120株、11,120株、7,410株、7,410株、7,410株、7,410株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、普通株式については1,000株、優先株式については1株とする 当社は1単元の株式の数に<u>満たない株式</u>(以下「<u>単元未滿株式</u>」という)に係わる株券を発行しない 但し「<u>株式取扱規定</u>」に定めるところについてはこの限りではない (新設)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、質権の登録、株券の再発行、株券喪失登録の手続き、単元未滿株式の買取りその他株式に関する取扱</u>については定款に定めるもののほか取締役会<u>の</u>定める「<u>株式取扱規定</u>」による</p>	<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を<u>取得</u>することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未滿株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、普通株式については1,000株、優先株式については1株とする。 2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未滿株式</u>に係わる株券を発行しない。但し「<u>株式取扱規定</u>」に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未滿株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未滿株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (第12条に移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定しこれを公告する 当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、株券の交付、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当社においてこれを取扱わない (第8条を移設)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2 <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>第10条 株主(実質株主を含む、以下同じ)及び登録質権者又はその法定代理人はその氏名、住所及び印鑑を当社の名義書換代理人に届け出なければならない これを変更したときも亦同様である</p>	<p>(株式取扱規定) 第12条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める「株式取扱規定」による。</u> (削除)</p>
<p>第11条 株主、株主名簿に記載された質権者又はその法定代理人であって日本国内に住所又は居所を有しないものは日本国内に仮住所を設け又は日本国内に住所若しくは居所を有する代理人を定めこれを当社の名義書換代理人に届け出なければならない その変更があったときも亦同様である</p>	<p>(削除)</p>
<p>第12条 当社は毎年1月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を以てその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする 本定款に定めるもののほか必要があるときは取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者を以てその権利を行使すべき株主又は登録質権者とする</p>	<p>(第15条に移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>第13条 当社の発行する第1回A種優先株式の内容は、次の通りとする</p> <p>1. 当社は、利益配当を行なうときは、各決算期日最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という）又は第1回A種優先株式の登録質権者（以下「第1回A種優先登録質権者」という）に対し、各決算期日最終の株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）及び当会社普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という）に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記に定める額の利益配当金（以下「第1回A種優先配当金」という）を支払う。但し、平成18年1月31日に終了する営業年度及び平成19年1月31日に終了する営業年度における第1回A種優先配当金の支払いは行わない</p> <p>(2) 第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の発行価額（135,000円）に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率（以下「第1回A種優先配当年率」という）を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する</p> <p>第1回A種優先配当年率は、平成19年2月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される）の前日までの各営業年度について、以下の算式によりそれぞれ計算される年率とする</p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>第13条 当社の発行する第1回A種優先株式の内容は、次の通りとする。</p> <p>1. 当社は、剰余金の配当を行うときは、各事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）又は第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種優先登録株式質権者」という。）に対し、各事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び当会社普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記に定める額の配当（以下「第1回A種優先配当金」という。）を行う。但し、平成18年1月31日に終了する事業年度及び平成19年1月31日に終了する事業年度における第1回A種優先配当金の支払いは行わない。</p> <p>(2) 第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額（135,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第1回A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>第1回A種優先配当年率は、平成19年2月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、以下の算式によりそれぞれ計算される年率とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
平成20年1月31日に終了する営業年度	平成20年1月31日に終了する事業年度
第1回A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 3.00%	第1回A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 3.00%
平成21年1月31日に終了する営業年度	平成21年1月31日に終了する事業年度
第1回A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 3.50%	第1回A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 3.50%
平成22年1月31日に終了する営業年度	平成22年1月31日に終了する事業年度
第1回A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 4.00%	第1回A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 4.00%
平成23年1月31日に終了する営業年度	平成23年1月31日に終了する事業年度
第1回A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 4.50%	第1回A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 4.50%
平成24年1月31日に終了する営業年度から平成28年1月31日に終了する営業年度まで	平成24年1月31日に終了する事業年度から平成28年1月31日に終了する事業年度まで
第1回A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 7.50%	第1回A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 7.50%
平成29年1月31日に終了する営業年度以降	平成29年1月31日に終了する事業年度以降
第1回A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 10.00%	第1回A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 10.00%
第1回A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「配当年率修正日」は、平成20年2月1日及び、以降毎年2月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。	第1回A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「配当年率修正日」は、平成20年2月1日及び、以降毎年2月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成19年2月1日又は各配当年率修正日及びその直後の8月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点（以下第13条においてそれぞれ「優先配当決定基準日」という）において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。</p> <p>(3) 当社は、ある営業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対し、第1回A種優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という）については、第1回A種優先配当金に先立ってこれを第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に支払う。</p> <p>(4) 第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当は行なわない。</p>	<p>「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成19年2月1日又は各配当年率修正日及びその直後の8月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点（以下第13条においてそれぞれ「優先配当決定基準日」という。）において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。</p> <p>(3) 当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、第1回A種優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。）については、第1回A種優先配当金に先立ってこれを第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に支払う。</p> <p>(4) 第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当は行なわない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社の残余財産を分配するとき、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき135,000円及び第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額（以下「第1回A種優先残余財産分配金」という）を支払う</p> <p>(2) 第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対しては、第1回A種優先残余財産分配金のほか、残余財産の分配は行なわない</p> <p>3. 第1回A種優先株主及び第1回A種優先登録質権者は、平成19年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む）から毎同年12月末日（同日を含む）までの期間において、当社の前営業年度の<u>配当可能利益</u>から、当該前営業年度に関する定時株主総会において利益から配当し又は支払うものと定めた額を控除した額を、償還請求日が属する営業年度における償還の上限として、第1回A種優先株式の全部又は一部の償還請求を行なうことができ、当社は、当該償還請求のあった日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い償還手続きを行なうものとする</p> <p>(2) 同日において、上記の上限額を超えて各種優先株式を有する株主及び登録質権者からの償還請求があった場合、上記の限度額を償還請求があった各種優先株式の発行価額総額に応じて按分比例した金額を当該優先株式の償還限度額とし、償還すべき第1回A種優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選<u>その他の方法</u>により決定する</p>	<p>2. 当社の残余財産を分配するとき、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき135,000円及び第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額（以下「第1回A種優先残余財産分配金」という。）を支払う。</p> <p>(2) 第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先残余財産分配金のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>3. 第1回A種優先株主及び第1回A種優先登録株式質権者は、平成19年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から毎同年12月末日（同日を含む。）までの期間において、当社の前事業年度の<u>分配可能額</u>から、当該前事業年度に関する定時株主総会において剰余金として配当し又は支払うものと定めた額を控除した額を、償還（以下で定義される。）請求日が属する事業年度における償還の上限として、第1回A種優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに金銭を交付すること（以下、優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを「償還」という。）の請求を行うことができ、当社は、当該償還請求のあった日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い償還手続きを行うものとする。</p> <p>(2) 同日において、上記の上限額を超えて各種優先株式を有する株主及び登録株式質権者からの償還請求があった場合、上記の限度額を償還請求があった各種優先株式の<u>払込金額総額</u>に応じて按分比例した金額を当該優先株式の償還限度額とし、償還すべき第1回A種優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選<u>又は按分比例の方法</u>により決定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) 当社は、第1回A種優先株主及び第1回A種優先登録質権者に対し、償還の対価として、1株当たり金135,000円に、償還日の属する営業年度における第1回A種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数(初日及び償還日を含む)で日割計算した額(小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)並びに第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額を支払うものとする</p>	<p>(3) 当社は、第1回A種優先株主及び第1回A種優先登録株式質権者に対し、償還の対価として、1株当たり金135,000円に、償還日の属する事業年度における第1回A種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数(初日及び償還日を含む)で日割計算した額(小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)並びに第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額を支払うものとする。</p>
<p>4. <u>当社はいつでも株主に配当すべき利益をもって第1回A種優先株式を買い受け、さらにこれを消却することができる</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(2) <u>当社が優先株式を買い受け又は消却する場合、一又は複数の種類の優先株式について、その全部又は一部の買い受け又は消却を行なうことができる</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>5. 当社は、平成22年以降の毎年定時株主総会開催日(同日を含む)から毎同年5月31日(同日を含む)までの期間において、第1回A種優先株式の全部又は一部を強制償還することができる</p>	<p>4. 当社は、平成22年以降の毎年定時株主総会開催日(同日を含む)から毎同年5月31日(同日を含む)までの期間において、第1回A種優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに<u>金銭を交付すること(以下、「強制償還」という。)ができる。</u></p>
<p>(2) 償還価額は、1株につき、金139,050円に、償還日の属する営業年度における第1回A種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数(初日及び償還日を含む)で日割計算した額(小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)並びに第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額とする</p>	<p>(2) 償還価額は、1株につき、金139,050円に、償還日の属する事業年度における第1回A種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数(初日及び償還日を含む)で日割計算した額(小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)並びに第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額とする。</p>
<p>(3) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行なう</p>	<p>(3) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>6. 当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割は行<u>な</u>わない</p> <p>(2) 当社は、第1回A種優先株主には、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない</p> <p>7. 第1回A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で、その有する第1回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる</p> <p>8. 平成32年1月30日までに転換請求のなかった第1回A種優先株式は、平成32年1月31日（以下「一斉転換日」という）をもって、第1回A種優先株式1株の払込金相当額及び当該第1回A種優先株式に係わる第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額を、135円（以下「一斉転換価額」という）で除して得られる数の当会社の普通株式に転換（以下第13条において「一斉転換」という）される。但し、転換価額が一斉転換日までに調整された場合には、一斉転換価額についても同様の調整を行なうものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める1株に満たない端数に関する処置に準じてこれを取り扱う</p>	<p>5. 当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割は行<u>わ</u>ず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行<u>わ</u>ない。</p> <p>(2) 当社は、第1回A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利若しくは新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>6. 第1回A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換（以下で定義される）を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で、その有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。</p> <p>7. 平成32年1月30日までに転換請求のなかった第1回A種優先株式は、平成32年1月31日（以下「一斉転換日」という。）をもって、<u>当社が取得する。なお、当社は取得の対価として、第1回A種優先株式1株の払込金相当額及び当該第1回A種優先株式に係わる第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額を、135円（以下「一斉転換価額」という。）で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。但し、転換価額が一斉転換日までに調整された場合には、一斉転換価額についても同様の調整を行うものとする。</u>上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法に定める1株に満たない端数に関する処置に準じてこれを取り扱う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>9. 第1回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1回A種優先株主は、以下に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式に関し、第2号又は第3号と同様の事由が生じた場合においても、第1回A種優先株主は議決権を有するものとする。</p> <p>(2) 第1回A種優先株主に対して第1回A種優先配当金及び第1回A種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前営業年度に係わる定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第1回A種優先株主に対して第1回A種優先配当金及び第1回A種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。</p> <p>(3) 当会社が、償還請求のあった第1回A種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の第1回A種優先株式に係わる第1回A種優先株主は、その後の当会社株主総会において議決権を有する。</p> <p>(4) 平成19年1月31日に終了する営業年度以降のある営業年度末日における当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円未満となった場合には、当該営業年度に係わる定時株主総会から、その後初めに当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円以上となる営業年度に係わる定時株主総会の終結の時まで、第1回A種優先株主は議決権を有する。</p> <p>10. 第38条の規定は、第1回A種優先配当金の支払いについて準用する。</p>	<p>8. 第1回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1回A種優先株主は、以下に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式に関し、第2号又は第3号と同様の事由が生じた場合においても、第1回A種優先株主は議決権を有するものとする。</p> <p>(2) 第1回A種優先株主に対して第1回A種優先配当金及び第1回A種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前事業年度に係わる定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第1回A種優先株主に対して第1回A種優先配当金及び第1回A種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。</p> <p>(3) 当会社が、償還請求のあった第1回A種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の第1回A種優先株式に係わる第1回A種優先株主は、その後の当会社株主総会において議決権を有する。</p> <p>(4) 平成19年1月31日に終了する事業年度以降のある事業年度末日における当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円未満となった場合には、当該事業年度に係わる定時株主総会から、その後初めに当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円以上となる事業年度に係わる定時株主総会の終結の時まで、第1回A種優先株主は議決権を有する。</p> <p>9. 第42条の規定は、第1回A種優先配当金の支払いについて準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条の2 当会社の発行する第1回B種優先株式の内容は、次の通りとする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1回B種優先株主は、以下に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回A種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式に関し、第2号又は第3号と同様の事由が生じた場合においても、第1回B種優先株主は議決権を有するものとする。 (2) 第1回B種優先株主に対して第1回B種優先配当金及び第1回B種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前営業年度に係わる定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第1回B種優先株主に対して第1回B種優先配当金及び第1回B種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。 (3) 当社が、償還請求のあった第1回B種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の第1回B種優先株式に係わる第1回B種優先株主は、その後の当会社株主総会において議決権を有する。 (4) 平成19年1月31日に終了する営業年度以降のある営業年度末日における当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円未満となった場合には、当該営業年度に係わる定時株主総会から、その後初めに当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円以上となる営業年度に係わる定時株主総会の終結の時まで、第1回B種優先株主は議決権を有する。 	<p>第13条の2 当会社の発行する第1回B種優先株式の内容は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1回B種優先株主は、以下に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回A種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式に関し、第2号又は第3号と同様の事由が生じた場合においても、第1回B種優先株主は議決権を有するものとする。 (2) 第1回B種優先株主に対して第1回B種優先配当金及び第1回B種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前事業年度に係わる定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第1回B種優先株主に対して第1回B種優先配当金及び第1回B種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。 (3) 当社が、償還請求のあった第1回B種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の第1回B種優先株式に係わる第1回B種優先株主は、その後の当会社株主総会において議決権を有する。 (4) 平成19年1月31日に終了する事業年度以降のある事業年度末日における当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円未満となった場合には、当該事業年度に係わる定時株主総会から、その後初めに当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円以上となる事業年度に係わる定時株主総会の終結の時まで、第1回B種優先株主は議決権を有する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 第13条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項及び第10項の規定は、第1回B種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回B種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回B種優先株主」と、「第1回A種登録質権者」とあるのは「第1回B種登録質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回B種優先配当」と、「平成19年以降」とあるのは「平成20年以降」と読み替えるものとする</p> <p>第13条の3 当会社の発行する第1回C種優先株式の内容は、次の通りとする</p> <p>1. 第1回C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1回C種優先株主は、以下に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式又は第1回D種優先株式に関し、第2号又は第3号と同様の事由が生じた場合においても、第1回C種優先株主は議決権を有するものとする</p> <p>(2) 第1回C種優先株主に対して第1回C種優先配当金及び第1回C種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前営業年度に係わる定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第1回C種優先株主に対して第1回C種優先配当金及び第1回C種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する</p>	<p>2. 第13条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第9項の規定は、第1回B種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回B種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回B種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回B種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回B種優先配当」と、「平成19年以降」とあるのは「平成20年以降」と読み替えるものとする。</p> <p>第13条の3 当会社の発行する第1回C種優先株式の内容は、次の通りとする。</p> <p>1. 第1回C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1回C種優先株主は、以下に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式又は第1回D種優先株式に関し、第2号又は第3号と同様の事由が生じた場合においても、第1回C種優先株主は議決権を有するものとする。</p> <p>(2) 第1回C種優先株主に対して第1回C種優先配当金及び第1回C種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前事業年度に係わる定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第1回C種優先株主に対して第1回C種優先配当金及び第1回C種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) 当社が、償還請求のあった第1回C種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の第1回C種優先株式に係わる第1回C種優先株主は、その後の当会社株主総会において議決権を有する</p> <p>(4) 平成19年1月31日に終了する営業年度以降のある営業年度末日における当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円未満となった場合には、当該営業年度に係わる定時株主総会から、その後初めに当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円以上となる営業年度に係わる定時株主総会の終結の時まで、第1回C種優先株主は議決権を有する</p> <p>2. 第13条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項及び第10項の規定は、第1回C種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回C種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回C種優先株主」と、「第1回A種登録質権者」とあるのは「第1回C種登録質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回C種優先配当」と、「平成19年以降」とあるのは「平成21年以降」と読み替えるものとする</p> <p>第13条の4 当会社の発行する第1回D種優先株式の内容は、次の通りとする</p>	<p>(3) 当社が、償還請求のあった第1回C種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の第1回C種優先株式に係わる第1回C種優先株主は、その後の当会社株主総会において議決権を有する。</p> <p>(4) 平成19年1月31日に終了する事業年度以降のある事業年度末日における当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円未満となった場合には、当該事業年度に係わる定時株主総会から、その後初めに当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円以上となる事業年度に係わる定時株主総会の終結の時まで、第1回C種優先株主は議決権を有する。</p> <p>2. 第13条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第9項の規定は、第1回C種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回C種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回C種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回C種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回C種優先配当」と、「平成19年以降」とあるのは「平成21年以降」と読み替えるものとする。</p> <p>第13条の4 当会社の発行する第1回D種優先株式の内容は、次の通りとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>1. 第1回D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1回D種優先株主は、以下に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式又は第1回C種優先株式に関し、第2号又は第3号と同様の事由が生じた場合においても、第1回D種優先株主は議決権を有するものとする。</p> <p>(2) 第1回D種優先株主に対して第1回D種優先配当金及び第1回D種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前営業年度に係わる定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第1回D種優先株主に対して第1回D種優先配当金及び第1回D種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。</p> <p>(3) 当会社が、償還請求のあった第1回D種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の第1回D種優先株式に係わる第1回D種優先株主は、その後の当会社株主総会において議決権を有する。</p> <p>(4) 平成19年1月31日に終了する営業年度以降のある営業年度末日における当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円未満となった場合には、当該営業年度に係わる定時株主総会から、その後初めに当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円以上となる営業年度に係わる定時株主総会の終結の時まで、第1回D種優先株主は議決権を有する。</p>	<p>1. 第1回D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1回D種優先株主は、以下に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式又は第1回C種優先株式に関し、第2号又は第3号と同様の事由が生じた場合においても、第1回D種優先株主は議決権を有するものとする。</p> <p>(2) 第1回D種優先株主に対して第1回D種優先配当金及び第1回D種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前事業年度に係わる定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第1回D種優先株主に対して第1回D種優先配当金及び第1回D種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。</p> <p>(3) 当会社が、償還請求のあった第1回D種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の第1回D種優先株式に係わる第1回D種優先株主は、その後の当会社株主総会において議決権を有する。</p> <p>(4) 平成19年1月31日に終了する事業年度以降のある事業年度末日における当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円未満となった場合には、当該事業年度に係わる定時株主総会から、その後初めに当会社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円以上となる事業年度に係わる定時株主総会の終結の時まで、第1回D種優先株主は議決権を有する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 第13条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、<u>第8項</u>及び第10項の規定は、第1回D種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回D種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回D種優先株主」と、「第1回A種登録質権者」とあるのは「第1回D種登録質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回D種優先配当」と、「平成19年以降」とあるのは「平成22年以降」と読み替えるものとする</p> <p>第13条の5 当会社の発行する第1回E種優先株式の内容は、次の通りとする</p> <p>1. 第1回E種優先株主は、株主総会において議決権を有する</p> <p>2. 第13条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、<u>第8項</u>及び第10項の規定は、第1回E種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回E種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回E種優先株主」と、「第1回A種登録質権者」とあるのは「第1回E種登録質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回E種優先配当」と、「平成22年以降」とあるのは「平成19年以降」と読み替えるものとする</p>	<p>2. 第13条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第<u>9項</u>の規定は、第1回D種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回D種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回D種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回D種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回D種優先配当」と、「平成19年以降」とあるのは「平成22年以降」と読み替えるものとする。</p> <p>第13条の5 当会社の発行する第1回E種優先株式の内容は、次の通りとする。</p> <p>1. 第1回E種優先株主は、株主総会において議決権を有する。</p> <p>2. 第13条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第<u>9項</u>の規定は、第1回E種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回E種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回E種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回E種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回E種優先配当」と、「平成22年以降」とあるのは「平成19年以降」と読み替えるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条の6 当会社の発行する第1回F種優先株式の内容については、第13条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、<u>第8項</u>及び第10項並びに第13条の5第1項の規定を準用する場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回F種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回F種優先株主」と、「第1回A種登録質権者」とあるのは「第1回F種登録質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回F種優先配当」と、「平成22年以降」とあるのは「平成20年以降」と読み替えるものとする</p> <p>第13条の7 当会社の発行する第1回G種優先株式の内容については、第13条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、<u>第8項</u>及び第10項並びに第13条の5第1項の規定を準用する場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回G種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回G種優先株主」と、「第1回A種登録質権者」とあるのは「第1回G種登録質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回G種優先配当」と、「平成22年以降」とあるのは「平成21年以降」と読み替えるものとする</p> <p>第13条の8 当会社の発行する第1回H種優先株式の内容については、第13条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、<u>第8項</u>及び第10項並びに第13条の5第1項の規定を準用する場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回H種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回H種優先株主」と、「第1回A種登録質権者」とあるのは「第1回H種登録質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回H種優先配当」と読み替えるものとする</p>	<p>第13条の6 当会社の発行する第1回F種優先株式の内容については、第13条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第9項並びに第13条の5第1項の規定を準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回F種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回F種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回F種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回F種優先配当」と、「平成22年以降」とあるのは「平成20年以降」と読み替えるものとする。</p> <p>第13条の7 当会社の発行する第1回G種優先株式の内容については、第13条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第9項並びに第13条の5第1項の規定を準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回G種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回G種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回G種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回G種優先配当」と、「平成22年以降」とあるのは「平成21年以降」と読み替えるものとする。</p> <p>第13条の8 当会社の発行する第1回H種優先株式の内容については、第13条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第9項並びに第13条の5第1項の規定を準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回H種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回H種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回H種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回H種優先配当」と読み替えるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条の9 当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金及び累積未払配当金並びに残余財産の分配の支払順位は同順位とする</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 定時株主総会は毎年4月に臨時株主総会は必要ある場合に法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する但し取締役社長に事故あるときは取締役会の決議により予め定めた順序に従い他の取締役がこれに代る</p> <p style="text-align: center;">(第12条を移設)</p> <p>第15条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当り取締役社長に事故あるときは取締役会の決議により予め定めた順序に従い他の取締役がこれに代る</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第16条 総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数によって決する商法第343条に定める決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって決する</p>	<p>第13条の9 当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金及び累積未払配当金並びに残余財産の分配の支払順位は同順位とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる <u>但しこの場合株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない</u></p> <p>第18条 <u>総会の議事の経過の要領及びその結果はそれを議事録に記載又は記録して議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印し、又は電子署名する</u></p> <p>第19条 <u>第12条、第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 <u>当会社に取締役10名以内を置く</u></p> <p>第21条 取締役は株主総会において選任する <u>取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数を以てこれを行なう</u> <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする</u></p> <p>第22条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</p> <p>第23条 <u>取締役会は当会社の重要な業務執行を決定する</u> <u>取締役会に関しては法令又は定款に定めるものの外取締役会において定める「取締役会規則」による</u></p>	<p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> 2 株主又は代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u> (削除)</p> <p>(種類株主総会) 第20条 第14条、第15条、第16条、第18条及び第19条の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第21条 <u>当会社の取締役は、10名以内とする。</u> (選任方法) 第22条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。</u> 3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (第28条に移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 <u>会社を代表すべき取締役（代表取締役）は取締役会の決議を以て定める</u> <u>取締役会は取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役2名、常務取締役若干名を定めることができる</u></p> <p>第25条 <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集しその通知は会日の3日前迄に発する</u> <u>但し緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる</u> <u>取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数を以てこれを決する</u></p>	<p><u>(代表取締役及び役付取締役)</u> 第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> <u>(取締役会の招集権者及び議長)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> <u>(取締役会の招集通知)</u></p> <p>第26条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前迄に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> <u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> <u>(取締役会規則)</u></p> <p>第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規則」による。</u></p>
(新設)	
(新設)	
(第23条を移設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 取締役の報酬は株主総会においてこれを定める</p> <p>第27条 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間で、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条 当社は<u>監査役 4 名以内を置く</u></p> <p>第29条 監査役は株主総会において選任する 監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数を以てこれを<u>行なう</u></p> <p>第30条 監査役の任期は<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期が満了すべき時までとする</p> <p>第31条 監査役は<u>互選により常勤の監査役を定める</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、<u>4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u> 2 監査役の選任決議は、<u>議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(第34条を移設)	(監査役会の招集通知)
	<p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前迄に各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
(第33条を移設)	(監査役会規則)
	<p>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。</p>
第32条 監査役の報酬は株主総会においてこれを定める	(報酬等)
(新設)	第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
	(社外監査役の責任限定契約)
	<p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
第33条 監査役会は法令又はこの定款に定めるもののほか当会社における監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する	(第36条に移設)
監査役会に関するその他の事項は監査役会において定める「監査役会規則」による	
第34条 監査役会は各監査役がこれを招集しその通知は会日の3日前迄に発する	(第35条に移設)
但し緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる 監査役会の決議は監査役の過半数を以てこれを決する	
第6章 計 算	第6章 計 算
	(事業年度)
第35条 当会社の営業年度は毎年2月1日から翌年1月31日までとし毎営業年度末に決算を行なう	第39条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第36条 当会社の利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録の株主又は登録質権者に対し<u>支払う</u></p> <p>第37条 当会社は取締役会の決議により7月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し<u>商法第293条の5の規定に従い金銭の分配（中間配当という）</u>をすることができる</p> <p>第38条 <u>第36条の利益配当金並びに前条の中間配当金は支払開始の日から満3年の経過により当会社は支払の義務をまぬがれるものとする</u></p> <p>第39条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が2月1日から7月31日までになされたときは2月1日に、8月1日から翌年1月31日までになされたときは8月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする</u></p> <p style="text-align: right;">平成18年5月1日</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当</u>をする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">平成19年4月26日</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 並びに当社における地位、担当	所有する当社の 株式の種類及び数
1	土岐勝司 (昭和33年9月5日生)	昭和56年4月 コンピューターサービス株式会社（現株式会社CSKホールディングス）入社 平成13年6月 同社取締役中部事業本部長 平成14年6月 同社常務取締役中部事業本部長 平成15年6月 同社専務執行役員産業システム事業本部長 平成17年10月 株式会社CSKシステムズ常務執行役員産業システム事業本部長 平成18年4月 同社退職 平成18年6月 当社専務取締役教育・学術事業本部担当 平成18年8月 当社専務取締役教育・学術事業本部長兼ネットビジネス本部長 現在に至る	普通株式 22,170株
2	月本和是 (昭和17年5月24日生)	昭和41年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役管理本部管理センター長兼商事部長並びに不動産部担当 平成13年7月 当社取締役兼執行役員管理本部管理センター長兼商事部長兼グループ企業管理室長並びに不動産部担当 平成15年4月 当社取締役兼執行役員管理本部管理センター長兼不動産部担当並びにコーポレート・ガバナンス室担当 平成15年6月 当社取締役兼管理本部担当兼コーポレート・ガバナンス室担当並びに不動産部担当 平成16年6月 当社常務取締役兼管理本部担当兼コーポレート・ガバナンス室担当並びに不動産部担当 現在に至る	普通株式 28,776株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 並びに当社における地位、担当	所有する当社の株式の種類及び数
3	高橋 健一郎 (昭和32年12月21日生)	昭和56年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役兼上席執行役員社長室長 平成17年7月 当社取締役兼上席執行役員並びに社長室担当 平成18年3月 当社取締役兼上席執行役員店舗事業本部店舗事業部長並びに社長室担当 平成18年4月 当社取締役兼上席執行役員店舗事業本部店舗事業部長 現在に至る	普通株式 12,885株
4	作中正喜 (昭和30年8月18日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年7月 当社執行役員学術情報ナビゲーション事業部長 平成17年6月 当社取締役兼執行役員学術情報ナビゲーション事業部長 平成17年7月 当社取締役兼上席執行役員教育・学術事業本部学術情報ナビゲーション事業部長 平成18年8月 当社取締役兼上席執行役員教育・学術事業本部副本部長兼同東日本事業部長並びに同中部事業部長 現在に至る	普通株式 2,891株
5	土方 裕之 (昭和30年12月22日生)	昭和54年4月 当社入社 平成15年7月 当社社長室副室長 平成17年7月 当社社長室長 平成18年3月 当社社長室長兼CFT推進室長 平成18年4月 当社取締役兼上席執行役員社長室長兼CFT推進室長 現在に至る	普通株式 2,170株
6	稲川 琢也 (昭和36年6月11日生)	昭和59年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成15年4月 大和証券エスエムピーシー株式会社リスクマネジメント部部长 平成15年5月 大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメント株式会社部長 現在に至る 平成17年6月 当社取締役 現在に至る	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 並びに当社における地位、担当	所有する当社の 株式の種類及び数
7	小城 武彦 (昭和36年8月8日生)	昭和59年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省 平成9年7月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成11年6月 同社取締役 平成12年5月 株式会社ツタヤオンライン代表取締役社長 平成13年6月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社常務取締役 平成14年6月 同社代表取締役常務 平成16年7月 株式会社産業再生機構マネージングディレクター 平成16年11月 カネボウ株式会社代表執行役社長 平成18年1月 同社代表執行役社長退任 平成18年6月 株式会社産業再生機構退職 平成19年1月 当社顧問 現在に至る	
8	大西 敏彦 (昭和36年7月27日生)	昭和59年4月 大和証券株式会社入社 平成12年7月 株式会社大和証券グループ本社IR室長 平成15年2月 同社秘書室長兼広報IR部IR・コーポレートブランド担当部長 平成16年7月 同社経営企画部長 平成17年6月 同社経営企画部長兼IR室管轄役員付部長 平成19年4月 大和証券エスエムピー株式会社企画担当付部長兼大和証券エスエムピーグループプリンシパル・インベストメンツ株式会社常務取締役 現在に至る	

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 稲川琢也氏及び大西敏彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制強化のため1名増員し監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監 査 役 候 補 者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 並びに当社における地位、担当	所有する当社の 株式の種類及び数
1	海老原 光 彦 (昭和26年10月13日生)	昭和49年4月 当社入社 平成3年7月 当社事業計画室長 平成15年4月 当社コーポレート・ガバナンス室長 平成15年6月 当社監査役 現在に至る	普通株式 2,000株
2	伊 藤 茂 樹 (昭和24年1月23日生)	昭和46年3月 日本出版販売株式会社入社 平成4年6月 同社取締役経理部長 平成6年6月 同社常務取締役管理部門担当 平成8年6月 同社専務取締役管理部門・物流部門総括 平成12年4月 同社専務取締役西日本地区担当 平成14年6月 同社退職 平成14年6月 日販製函株式会社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役社長退任 当社監査役 現在に至る	普通株式 9,931株
3	石 坂 啓 (昭和24年3月26日生)	昭和46年6月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成2年10月 同行代々木支店支店長 平成7年1月 同行福生支店支店長 平成10年1月 同行練馬支店支店長 平成12年6月 さくらカード株式会社取締役 平成13年7月 三井住友カード株式会社取締役 平成15年6月 同社監査役 現在に至る	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 並びに当社における地位、担当	所有する当社の 株式の種類及び数
4	高野 角 司 (昭和15年4月7日生)	昭和38年4月 興国化学工業株式会社 (現 アキレス株式会 社)入社 昭和43年5月 監査法人栄光会計事務所 (現 新日本監査法人) 入社 昭和50年5月 高野総合会計事務所開設 平成8年12月 監査法人太田昭和セン チュリー(現 新日本監査 法人)代表社員 平成13年6月 同監査法人退所、高野総 合会計事務所代表 現在に至る	

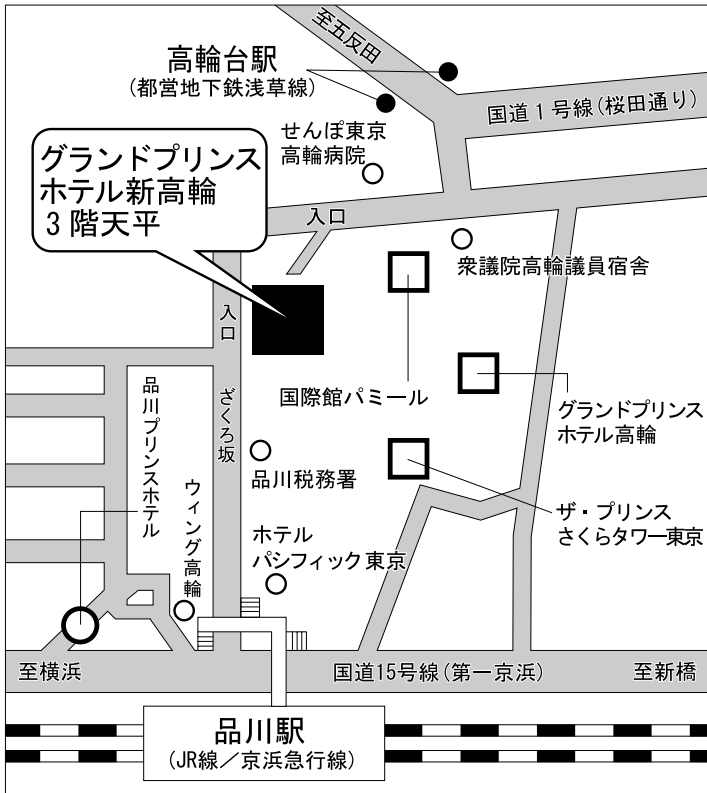
- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤茂樹氏及び石坂 啓氏並びに高野角司氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

以 上



株主総会会場 ご案内図

東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪 (旧 新高輪プリンスホテル) 3階 天平
TEL(03)3442-1111(代表)



JR線 / 京浜急行線 品川駅 (高輪口) より徒歩 8分
都営地下鉄浅草線 高輪台駅より 徒歩 7分



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。